

喜多方市議会決算特別委員会会議録

令和2年10月16日（金曜日）

【産業建設常任委員会所管分】

○後藤誠司委員長 次に、産業建設常任委員会所管分について行います。

ご質疑ございませんか。

小島副委員長。

○小島雄一副委員長 私から1点だけお伺いさせていただきます。

農業委員会の土地の集積実績ということの審議の中で出てきた内容でございますが、本市には、農地台帳には登録された農地が9,600ヘクタールとなっているわけでありますが、実際に作付利用とか面積等で把握しているのは8,150ヘクタールとしかならないということで、大きな1,000町歩以上の差があります。これは農業委員会が苦勞しながら、どうしてこうなっているのだろうかということずっと調べているのだという答弁がありましたけれども、固定資産税がかかっているわけですから、この不明農地を明らかにして、その課税的成果というものを図るべきではないかと、これは市長にお伺いしないといけないと思いました。農業委員会の課だけの努力では間に合わないくらいの事務が必要だということでもありますので、ぜひこれについてどう思うのかご意見をお聞かせください。

○後藤誠司委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） ただいまのご質問については、農業委員会の関係になりますので、まずは農業委員会で答弁をさせていただきたいと思います。

○後藤誠司委員長 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋喜一郎君） 農業委員会の関係でございますので、私から答弁させていただきます。

まず、本市の農地面積についてであります。農地台帳面積と課税台帳における農地面積については、1筆ごとのその面積の合計でありまして、そして、副委員長がおっしゃる実際に作付している面積、担い手の農地利用集積面積のその分母となる、実際に作付している面積とおっしゃいました内容につきましては、これは国統計の耕地面積調査によります。なお、この耕地面積調査の調査方法については、空中写真上で農地が存在している区画と面積調査用の地理情報システム、これを突合しまして耕地面積を推測した、そういった面積となっております。このように、それぞれの利用目的などによりまして、面積の把握方法などが大きく異なっているというようなことがございまして、その結果、大幅な面積の相違が生じているところであります。

また、地目の相違がある、そういった部分の課税の適正化という部分につきましては、農業委員会が毎年実施しております農地利用状況調査、これにより現在まで約500ヘクタールの荒

廃農地を確認しております。そのようなことで、登記地目と現況が相違している部分、そしてまたその農地が、また農地に復旧できないような、復旧困難な農地につきましては、農地所有者等が自ら現況に合った地目変更の登記修正手続、これは農地所有者等が行うものでありますので、そういった手続を実施していただきまして、そして農地台帳から除外するなどの手続、そういった一連の手続を行いまして、これにつきましては、関係機関と連携しまして今後そういった地目の合った申請の、そういった一連の手続について農業委員会、説明会などを開催し、今後推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○後藤誠司委員長 小島副委員長。

○小島雄一副委員長 法律が改正されて地目の変更が容易になった。あるいは、国自体もこういう問題を解決するための法律改正ではないかと思うわけですが、その辺、この土地が分からないままこの税金を払っているのだということ、そういう相違も分からないまま総額で固定資産税が幾らというようなことで払っているのかなと思うのです。分かっていたら、これはもう農地でなくなっているのだからと主体的に言ってくると思うのですけれども、言ってこないし、このままずっと不明の状態が続いているというところは、つまりこのまま放っておいたら何も進まないという同じ結果だと思うので、この辺はキャンペーンを張るとか、何らかのことで政策的なてこ入れをしないと、農業委員会が一生懸命頑張ってもなかなか厳しいとなるのではないかなとも思うのですが、農地パトロールのときに個別に農地パトロールの結果を見て、個別に誰かのところに行って、おたくのこれおかしいですよとか、そういうことはやっていないのでしょうか。そういうことをすべきではないかと思うのですが、どうですか。

○後藤誠司委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 農業委員会関係ですので農業委員会から答弁いたさせます。

○後藤誠司委員長 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋喜一郎君） 毎年、この農地利用状況調査、農地パトロールと称しておりますが、その結果につきましては、その農地所有者等に対しまして通知を発送しております。そして、その内容につきましては、この農地については荒廃農地の状態か、また、その前の段階である遊休農地の段階か、そういったことも含めまして、今後の利用状況、今後これを農地として復旧して作付するかというようなことの文書を所有者等に発送しておりますので、その点については所有者等には伝わっていることと考えております。

以上です。

○後藤誠司委員長 小島副委員長。

○小島雄一副委員長 伝わっているのだけれども、申請とか動きがないということは、所有者の問題だということになるのかもしれませんが、いずれにしても、10町歩、20町歩くらいの少ないことで、これはもう誤差のうちだということであるならば仕方がないかもしれませんが、これは幾らですか、1,400町歩くらいになるわけです。あまりにも大きい面積なので、やはりこ

れは放っておいてはいけないと思います。農業委員会の意見も踏まえた上で、市長がどうお考えになるか、最後にお聞かせください。

○後藤誠司委員長 答弁を求めます。

遠藤市長。

○市長（遠藤忠一君） 固定資産税の適正課税については、当然現況と合った形で賦課徴収をしていると認識をいたしております。

今、農業委員会からの答弁の中で、それぞれの個々の登記によって地目が変わるというふうな状況の中で、その地目が変わった段階で私どもの課税の地目も変えているということでもありますので、そんなに何百町も差異があるとは認識しておりません。したがって、適正課税というのは、これは課税の大原則でありますので、そういった市民の中で、農地になっているのだけれども全く山林だみたいな、単価が全くもちろん違いますので、そういった意味では、課税する際にも、いわゆる対象者、市民の課税対象者、納税対象者の皆さん方にしっかりとその辺も伝えながら今までもやってはきておりますけれども、今後ともそういった形での差があっては困りますので、適正な課税に努めてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○後藤誠司委員長 小島副委員長。

○小島雄一副委員長 いずれにしても、市の様々な政策を立案する上でのデータ上の問題もございまして、この台帳と実際面積の差というのを、原因が何なのかということは早急な形で解決していただきたいと要望して終わります。

○後藤誠司委員長 他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○後藤誠司委員長 ご質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。